



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会社名 ニ チ モ 株式会社
代表者 取締役社長 辻 征二
(コード番号 8839 東証・大証)
問合せ先 広報室長 玉造 秀雄
TEL 03 (5217) 2171

民事再生手続開始決定のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日に東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。今後は、裁判所及び監督委員の監督の下、役職員一同、事業再生へ向けて全力を尽くす所存ですので、何卒、ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

1. 民事再生手続開始決定

当社が平成 21 年 2 月 13 日に行った民事再生手続開始の申立て（平成 21 年（再）第 46 号）について、同月 20 日付で東京地方裁判所から民事再生手続開始決定がなされました。

2. 民事再生法による今後の予定

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| (1) 再生債権の届出期間 | 平成 21 年 3 月 23 日まで |
| (2) 報告書等(民事再生法 124 条、125 条)の提出期限 | 平成 21 年 4 月 14 日 |
| (3) 認否書の提出期限 | 平成 21 年 4 月 17 日 |
| (4) 再生債権の一般調査期間 | 平成 21 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日まで |
| (5) 再生計画案の提出期限 | 平成 21 年 5 月 14 日 |

(注) 上記日程につきましては、今後の手続の進行によって変更となる場合があります。

以 上